

# コミュニティ施策及びNPO施策の条例文言

資料2

	草津市
条例名	(仮称)草津市協働のまちづくり条例 －制定への提言書(案)－
策定状況	未制定。 現在、文言について検討中。
コミュニティ施策	(推進の方策) ①市は、基礎的コミュニティの活性化のため、必要に応じ、活動や情報の提供等の支援を行うものとします。 ②市は、基礎的コミュニティの自主性、自立性を尊重するものとします。
NPO施策	(推進の方策) ①市は、市民公益活動の推進に関する施策を総合的に実施するものとします。 ②市は、市民公益活動団体の自主性、自立性を尊重するものとします。
推進に関して	(協働事業の推進) ①市は、まちづくり協議会および市民公益活動団体等との協働事業を積極的に推進するものとします。 ②市は、協働事業を推進するため、予算の範囲内で財政的措置を講ずるよう努めるものとします。
明記の背景	(地域コミュニティ施策) 市内全地区で協議会が設立され市から支援を行っているが、未だ任意団体である。協議会を公認団体として、協議会の代表制や支援の正当性の担保するため、条例に明記することとなった。  (NPO施策) 豊中市など、他自治体でもNPO施策が条例で明記されている。地縁系団体もNPO団体も、協働の相手となるため、両方の支援が必要である。 具体的な支援策は条例には明記せず、推進計画の中で明記していく。